2026 年 10 月 26 日

最高人民法院による『商標権の付与・確認に関する行政事件の審理についての若干の問題に関する最高人民法院の規定』の改正に関する決定（意見募集稿）に対する JIPA 意見

一般社団法人 日本知的財産協会
理事長　小林　利彦

【意見】

◆対象条文

・意見募集稿第二十八条

◆対象条文内容

第二十八条　人民法院が、国務院の商標管理部門が商標法第二十条に基づき行った拒絶再審査決定、登録不許可再審査決定又は無効宣告裁定を審理するに当たっては、訴えられた決定・裁定がなされた時点の事実関係を基準とするものとする。（以下の「◆意見の内容」ではこれを案一とした）

（案二：国務院の商標管理部門が、係争商標について拒絶、登録不許可または無効宣告を行った事由が、人民法院が商標権の付与・確認に関する確定判決を下す前に消滅している場合、人民法院は新たな事実に基づき、国務院の商標管理部門の関連裁決を取り消し、変更後の事実に基づき改めて裁決を行うよう命ずることができる； 確定判決の言い渡し後に当該事由が消滅し、当事者がこれを唯一の理由として再審を申請した場合には、人民法院は受理しない旨の裁定を下す。）

◆意見の内容

第二十八条に関して、案二の採用を希望します。

中国の商標審査においては、一件の出願に対して多数の先行商標が引用される傾向にあり、引用商標の権利状況が審査、審判又は訴訟の係属中に変動する可能性も相対的に高いと考えられます。

案一の場合、訴訟提起後、人民法院の確定判決前に引用商標の取消し・無効等によって拒絶理由が解消した場合であっても、その事情変更が考慮されない結果、当初の出願による権利化が困難となり、再出願等の追加的対応が必要となる可能性があります。再出願を要する場合には、当初の出願日を基礎とする先願の地位を維持することができず、その間に第三者による同一又は類似の商標出願が介在するリスクが生じ得ます。

案二は、このような確定判決前の事情変更を適切に反映することを可能とし、当初の出願を維持したまま適切な判断を受ける機会を確保するものであり、出願人の権利保護、及び紛争の実効的解決に資するものと考えるためです。

以上